

政令第五十九号

健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。
健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第一号ロ中「控除した額」の下に「と一の事業年度の前々事業年度の三月から当該一の事業年度の前事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額に千分の〇・一を乗じて得た額とを合算して得た額」を加え、同号ニ中「定める額」の下に「並びに高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部（法第七条の四第一項に規定する支部をいう。）の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額」を加え、同条第二号中「（標準報酬月額及び標準賞与額の合

計額をいう。以下この号及び次条において同じ。」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成三十二年二月以前に用いられる都道府県単位保険料率（健康保険法第六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。）の算定については、なお従前の例による。

第三条 平成三十二年三月から平成三十三年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第四十五条の二の規定の適用については、同条第一号口中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇四」とする。

2 平成三十三年三月から平成三十四年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第四十五条の二の規定の適用については、同条第一号口中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇七」とする。